# 平成30年度 大阪府農業振興地域整備審議会

議案書

## 第1号議案

大阪府農業振興地域の変更

大阪府農業振興地域整備審議会会長 様

大阪府知事

平成30年度大阪府農業振興地域整備審議会について(付議)

標記について、下記議案について審議会に付議します。

記

・第1号議案 大阪府農業振興地域の変更

#### 大阪府農業振興地域の変更

茨木農業振興地域を変更(除外)する。

701 /2010 0 C 200 (1/40 1 ) 0 0							
	大字名	変更区分	変更予定面積(ha)				
地区名			農業振興地域				
				うち農用地区域			
茨木	南目垣 東野々宮	除外	△74.8	△20.0			

#### <理由>

当該区域では、主要地方道大阪高槻京都線沿道に位置する立地特性を活かした計画的な市街地の形成を目的に、市街化区域への編入が予定されている。 今後、農業の振興を図ることが困難な地域となることが想定されるため、 除外を行うもの。

茨木農業振興地域を変更(編入)する。

	大字名	変更区分	変更予定面積(ha)				
地区名			農業振興地域				
				うち農用地区域			
茨木	岩阪	編入	67.0	0.0			

#### <理由>

当該区域は、茨木市北西部の彩都事業区域に隣接し、土地利用の方向性が 未確定であったため、農業振興地域の指定は行われていなかったが、彩都事 業の進捗により、都市的利用ではなく農業の振興を図る地域として地元意向 が定まり、また今後の農業振興のための諸施策(ため池補修等)を実施する ため、農業振興地域に編入するもの。

昭和44年7月1日 法律第58号

(農業振興地域の指定)

- 第六条 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針に基づき、一定の地域を農業 振興地域として指定するものとする。
- 2 農業振興地域の指定は、その自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域で、次に掲げる要件のすべてを そなえるものについて、するものとする。
  - 一 その地域内にある土地の自然的条件及びその利用の動向からみて、農用地等として利用すべき相当規模の土地があること。
  - 二 その地域における農業就業人口その他の農業経営に関する基本的条件の現況 及び将来の見通しに照らし、その地域内における農業の生産性の向上その他農業 経営の近代化が図られる見込みが確実であること。
  - 三 国土資源の合理的な利用の見地からみて、その地域内にある土地の農業上の利用の高度化を図ることが相当であると認められること。
- 3 農業振興地域の指定は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項の 市街化区域と定められた区域(同法第二十三条第一項の規定による協議を要する場 合にあつては、当該協議が調つたものに限る。)については、してはならない。 (後略)

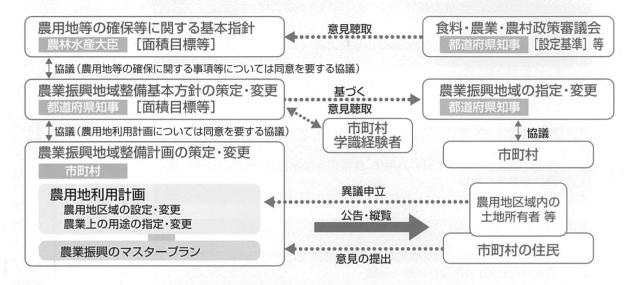
## 農業振興地域制度の概要

① 農地法に基づく農地転用許可制度と併せて優良農地を確保するとともに、農業振興施策を計画的に推進するため、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域制度が設けられています。

本制度において、農林水産大臣は確保すべき農用地等の面積目標等の「農用地等の確保等に関する基本指針」を定め、これに基づき都道府県知事は「農業振興地域整備基本方針」の策定及び「農業振興地域」の指定を、市町村は「農業振興地域整備計画」の策定を行うこととしています。

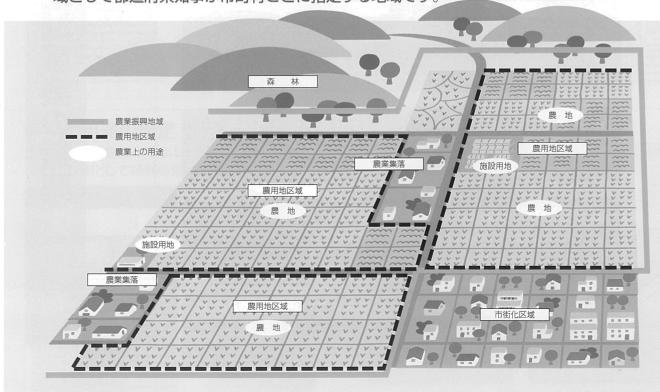
② 市町村の農業振興地域整備計画は、集団的農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良農地を農用地区域として定めるほか、農業生産基盤の整備、農業経営の規模拡大等の農業振興のマスタープランとなる計画を定めることとしています。

農用地区域においては、農業振興施策を計画的・集中的に実施する一方で原則として農地転用を禁止することにより、農業生産の基盤となる農用地等を確保しています。



## 「農業振興地域」とは

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、総合的に農業の振興を図ることが相当な地域として都道府県知事が市町村ごとに指定する地域です。



### 農業振興地域変更予定位置図

